



2022年 10月14日
第52号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



労働協約について知ろう！ その3

簡易苦情処理をできるのは組合員だけ！

転勤等をする際に受け取る「事前通知」ですが、組合員と組合未加入者で事前通知の「裏」に違いがあるのをご存じですか？組合員の事前通知の裏には、下記のように記載されています。



この通知の内容に苦情のある場合は、簡易苦情処理会議に申告し、その解決を求めることができます。ただし、この通知を受けた日の翌日までに申告しなければなりません。



労使間の取扱いに関する協約の第4節第38条に次のようにあります。

（簡易苦情処理の範囲）

第38条 組合員が、本人の転勤、転職、降職、出向、及び待命休職についての事前通知内容について苦情を有する場合は、その解決を簡易苦情処理会議に請求することができる。

ジョブローテーション施策により転勤する機会が増えました。本人の希望なら問題ありませんが、一部管理者から「要員が足りないから」といった発言や「具体的なキャリアビジョンが説明できない」など、本人の納得感がない転勤が多く発生しています。そんな時、組合員なら簡易苦情処理を提出することで、異議を唱える機会があります。大宮や盛岡では、**簡易苦情処理を提出した結果、事前通知が取り消しになった事象もあります**。（※必ずしも認められる訳ではありません）組合未加入者は、異議を唱えることもできず従うしかありません。

おかしいことはおかしいと言えるためには労働組合が必要です！

協約なくして労働なし！

JR東労組に結集しよう！